

# 給水装置工事に伴う 道路占用手続等の手引き

令和5年1月  
横浜市水道局



## 目 次

### 第 1 章 道路掘削及び占用申請の手続き

1 道路掘削及び占用許可申請手続き	1
(1) 小規模占用工事（市道の口径 50 mm以下布設延長が 20m未満の掘削占用工事）の場合	1
(2) 大規模占用工事（市道の口径 50 mm以下布設延長が 20m以上の掘削占用工事）の場合	1
(3) 口径 75 mm以上給水装置の占用工事の場合	2
(4) 横浜市管理区間の国道及び県道に布設する場合	3
(5) 国土交通省直轄管理区間の国道に布設する場合	3
(6) 給水装置工事申込から道路掘削及び占用許可までの所要日数	3
(7) 舗装種別及びその記号	3
(8) 掘削寸法	3
2 路面復旧工事に関する管理者への届出	5
(1) 自己復旧の場合	5
(2) 他企業復旧の場合	5
(3) 自己復旧及び他企業復旧の標準手続きフロー	6
3 路面復旧面積	8
(1) 小規模占用工事（A交通以下）	8
(2) 小規模占用工事（B交通以上）、大規模占用工事及び口径 75 mm以上の占用工事	9
(3) 2種類以上の舗装にわたる場合	10
(4) 路面復旧面積の査定	10
(5) 路面復旧図等の記入方法	10
4 公道占用工事の変更及び中止届	12
(1) 工事の施工予定日を変更する場合	12
(2) 工事の内容変更、工事を中止又は取消す場合	12
5 管理者及び道路管理者の検査	12
6 道路使用に係る許可	12
(1) 警察署への道路使用許可申請	12
(2) 消防署への届出	12
(3) その他	12

### 第 2 章 給水装置工事に伴う土工事等

1 土工事等	13
(1) 土工事等の原則	13
(2) 関係法令遵守	13
(3) 掘削の留意点	13
(4) 掘削方法の選定	14

(5) 周辺環境等への配慮	14
(6) 埋戻しの留意点	14
(7) 掘削幅	15
2 道路復旧工事	15
(1) 道路復旧工事の原則	15
(2) 仮復旧	15
(3) 本復旧	17

### 第3章 工事記録写真

1 給水装置工事記録写真	17
2 本復旧工事記録写真撮影基準	18
(1) 基本事項	18
(2) 本復旧工事記録写真用黒板	18
(3) 本復旧工事記録写真の分類	18
(4) 撮影の要点	18
(5) 記録写真の整理	19

### 第4章 その他

1 公道の仮復旧及び本復旧の取扱い	20
2 この手引きに記載のない事項の取扱い	20

### 資料

- 1 道路掘削申請手続き申込書
- 2 道路占用手続き委任書
- 3 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書
- 4 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書
- 5 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届

## 第1章 道路掘削及び占用申請の手続き

公道の掘削にあたっては、道路法第32条第1項及び第3項の規定に基づき、道路管理者の許可を得る必要があり、工事着手前に占用許可申請手続きを行い、許可取得後、公道掘削工事に着手しなければならない。

この手続きは、給水装置工事の申込者が道路管理者に対して行うものであるが、申込者から委任を受けた場合は、水道事業管理者（以下、「管理者」という。）が必要な書類の提出を受けこの事務を代理して行う。

ただし、道路内平行給水管を譲渡しない場合には、道路管理者及び関係官公署に行う掘削及び占用許可手続き等は、すべて申込者の責任において行う。

管理者が代理して占用許可申請手続きを行った場合は、管理者が占用許可取得後許可書を当該指定給水装置工事事業者に交付する。また、占用許可手続きを申込者が行った場合は、管理者へその許可書の写しを提出しなければならない。

なお、国土交通省が管理する道路の占用工事については、その都度、給水工事受付センターと協議するものとする。

### 1 道路掘削及び占用許可申請手続き

- (1) 小規模占用工事（市道の口径 50 mm以下布設延長が 20m未満の掘削占用工事）の場合  
小規模占用工事を行う場合は、「表-1」に掲げる図書を給水装置工事申込時に管理者に提出すること。

表-1 小規模占用工事の提出図書

	提出図書名	提出部数
1	道路掘削申請手続き申込書	1
2	道路占用手続き委任書	1
3	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書	1
4	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書	1
5	現場案内図	1
6	その他管理者が必要と認める書類	

※ 提出図書1：小規模占用工事の「道路掘削申請手続き申込書」の記入にあたっては、「給水装置工事設計・施工指針（以下、「指針」という。）、5・5各種許可関係、1掘削及び占用申請、(2)小規模占用工事（市道の口径 50 mm以下布設延長が 20m未満の掘削占用工事）の場合」の〔小規模占用工事の道路掘削申請手続き申込書記入要領〕を参照すること。

- (2) 大規模占用工事（市道の口径 50 mm以下布設延長が 20m以上の掘削占用工事）の場合  
大規模占用工事は、道路管理者及び所轄警察署の合議により占用許可が下りるため、占用許可に日数を要するので、給水装置工事の施工予定を考慮して余裕をもって給水装置工事申込を行い「表-2」に掲げる図書を管理者に提出すること。

なお、道路管理者から事前の現場立会いを求められた場合は、原則、当該給水装置工事に選任された給水装置工事主任技術者（以下、「主任技術者」という。）が、管理者（水道局担当者）とともに立会うものとする。

表－２ 大規模占用工事の提出図書

	提出図書名	提出部数
1	道路掘削申請手続き申込書	1
2	道路占用手続き委任書	1
3	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書	1
4	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書	1
5	現場案内図、平面図、掘削寸法図、掘削断面図	1
6	その他管理者が必要と認める書類	

※ 提出図書 1：大規模占用工事の「道路掘削申請手続き申込書」の記入にあたっては、「指針、5・5各種許可関係、1掘削及び占用申請、(3)大規模占用工事（市道の口径50mm以下布設延長が20m以上の掘削占用工事）の場合」の〔大規模占用工事の道路掘削申請手続き申込書記入要領〕を参照すること。

(3) S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上給水装置の占用工事の場合

S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上の布設工事（パターン図申請以外の工事）は、土木事務所の許可申請に必要とする道路占用及び掘削申請図を「指針、5・5各種許可関係、1掘削及び占用申請、(4)S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上給水装置の占用工事の場合」に記載されている図面を参考に作成し、工事着手の1か月前程度の余裕をもって「表－3」に掲げる図書に添付のうえ管理者に提出すること。

なお、パターン図申請の場合は、(1)小規模占用工事（市道の口径50mm以下布設延長が20m未満の掘削占用工事）の場合による。

表－3 S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上給水装置の占用工事の提出図書

	提出図書名	提出部数
1	道路掘削申請手続き申込書	1
2	道路占用手続き委任書	1
3	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書	1
4	給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書	1
5	現場案内図、平面図、断面図、占用図等	1
6	その他管理者が必要と認める書類	

※ 提出図書 1：S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上給水装置の占用工事の「道路掘削申請手続き申込書」の記入にあたっては、「指針、5・5各種許可関係、1掘削及び占用申請、(4)S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上給水装置の占用工事の場合」の〔S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上給水装置の占用工事の道路掘削申請手続き申込書記入要領〕を参照すること。

(4) 横浜市管理区間の国道及び県道に布設する場合

国道及び県道のうち、横浜市管理区間の道路占用許可申請に必要な図書は、前記(1)、(2)、(3)の施工規模に準じることとし、その作成にあたってはそれぞれの記入要領によること。

なお、国道及び県道のうち、道路法第17条に基づく横浜市管理区間は次のとおり。

国・県道別	路線名	横浜市が管理している区間
国 道	1 号	浜松町から戸塚
	133 号	桜木町から山下町
県 道		横浜市内に所在する県道全域

(5) 国土交通省直轄管理区間の国道に布設する場合

国土交通省直轄管理区間の国道の道路占用及び掘削工事施行許可手続きは、事前に給水工事受付センターと協議のうえ、必要な図書及び図面を作成すること。

(6) 工事申請から許可までの所要日数

ア 小規模占用工事の場合

市道、市管理区間の国道及び県道の掘削工事のうち、小規模占用工事の許可に要する日数は、原則7日間となる。

イ 大規模占用工事の場合及びS50形ダクティル管並びに口径75mm以上給水装置の占用工事の場合

市道、市管理区間の国道及び県道の口径50mm以下布設延長が20m以上の大規模占用工事及びS50形ダクティル管並びに口径75mm以上給水装置の占用許可は、2週間以上必要となるので十分留意すること。

ウ 国土交通省直轄管理区間の国道

国土交通省直轄管理区間の国道の道路占用及び掘削工事施行の許可には、2か月以上必要となるので十分留意すること。

(7) 舗装種別及びその記号

管理者への提出関係書類並びに道路占用及び掘削工事施行許可に必要な図書の舗装種別欄は、通常、「指針、5・5各種許可関係、1 掘削及び占用申請、(8) 舗装種別及びその記号」に準じて記載すること。

(8) 掘削寸法

分岐する給水管の口径が50mm以下(S50形ダクティル管を除く)の分岐及び引込管部分並びに布掘り幅の標準掘削寸法は、次の各号によるものとする。なお、分岐給水管の口径が75mm以上及びS50形ダクティル管の場合は、「横浜市水道局設計標準図」によること。

ア 標準掘削寸法

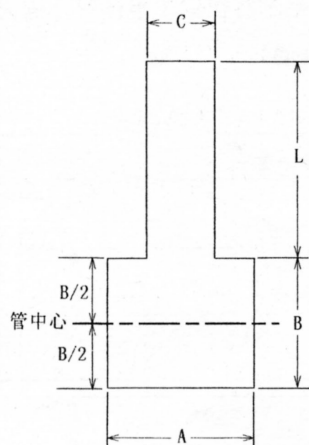
表-5 分岐及び引込管部分の標準掘削寸法（幅員(A)×延長(B)は、取出方向を基準とする。）

分岐工法種別	分岐箇所標準掘削寸法 幅員(A)×延長(B)	引込管部分の掘削寸法 幅員(C)×布掘り部分の長さ(L)
サドル付分水栓取出し	1.0 〃 × 1.0 〃	0.6 m × L m
口径 25～50 mm 管からの M チーズ 取出し、及びソケット取出し（サドル付分水栓開閉）	1.0 〃 × 0.6 〃	〃
口径 25～50 mm 管末からのソケット取出し	0.6 〃 × 1.0 〃	〃
分水バンド止め、分水栓 1～2 本止め、プラグ止め、コテ付	1.0 〃 × 0.6 〃	〃
分水栓止め 3～4 本	1.5 〃 × 0.6 〃	〃

※ 歩道部分の掘削幅員(C)は、0.5mとする。

イ 全掘削面積の算出式

分岐工事に必要な標準掘削面積



$$\text{全掘削面積 (m}^2\text{)} = (A \times B) + (C \times L)$$



## 2 路面復旧工事に関する管理者への届出

路面復旧工事の施工方法には、すべての手続きを指定給水装置工事事業者（以下、「工事事業者」という。）が行う「自己復旧」、他企業工事との競合により他企業が行う「他企業復旧」があり、それぞれ手続きの内容が異なる。

### (1) 自己復旧の場合

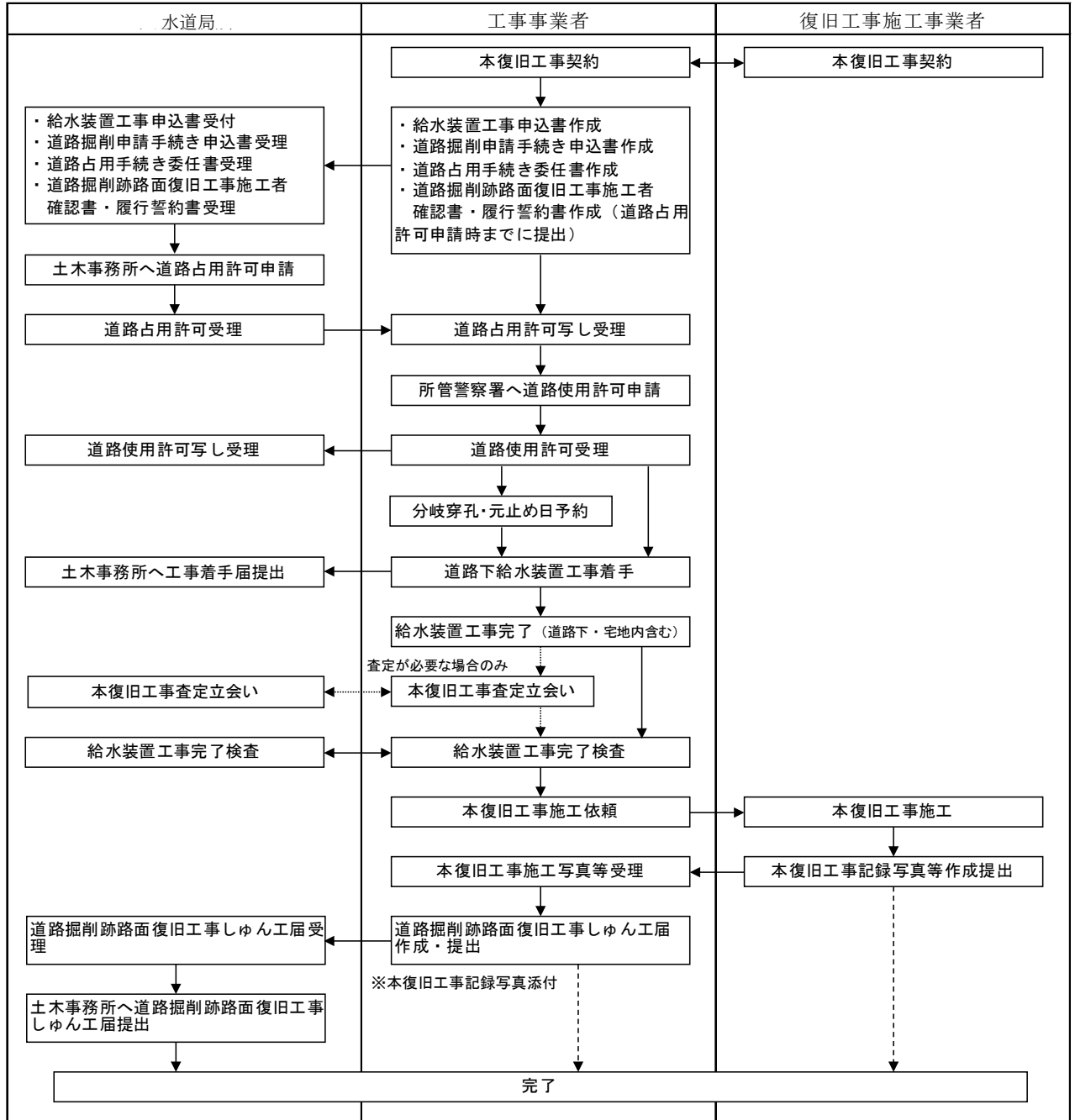
- ア 建設業法に基づく「ほ装工事業」の許可を受けた事業者又は公道の舗装工事の施工実績のある事業者等、本復旧を適切に施工できる復旧工事施工事業者と契約する。ただし、工事事業者自ら適切に本復旧ができる場合を除く。
- イ 原則、道路占用許可申請までに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」及び「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書」に必要事項を記入し、給水工事受付センターへ提出する。
- ウ 道路占用許可申請後、路面復旧工事を施工する復旧工事施工事業者を変更する場合は、速やかに水道事務所担当者へ連絡するとともに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」を再提出すること。
- エ 路面復旧工事完了後自主検査を行い、速やかに「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に本復旧工事記録写真を添付して給水工事受付センターへ提出する。

### (2) 他企業復旧の場合

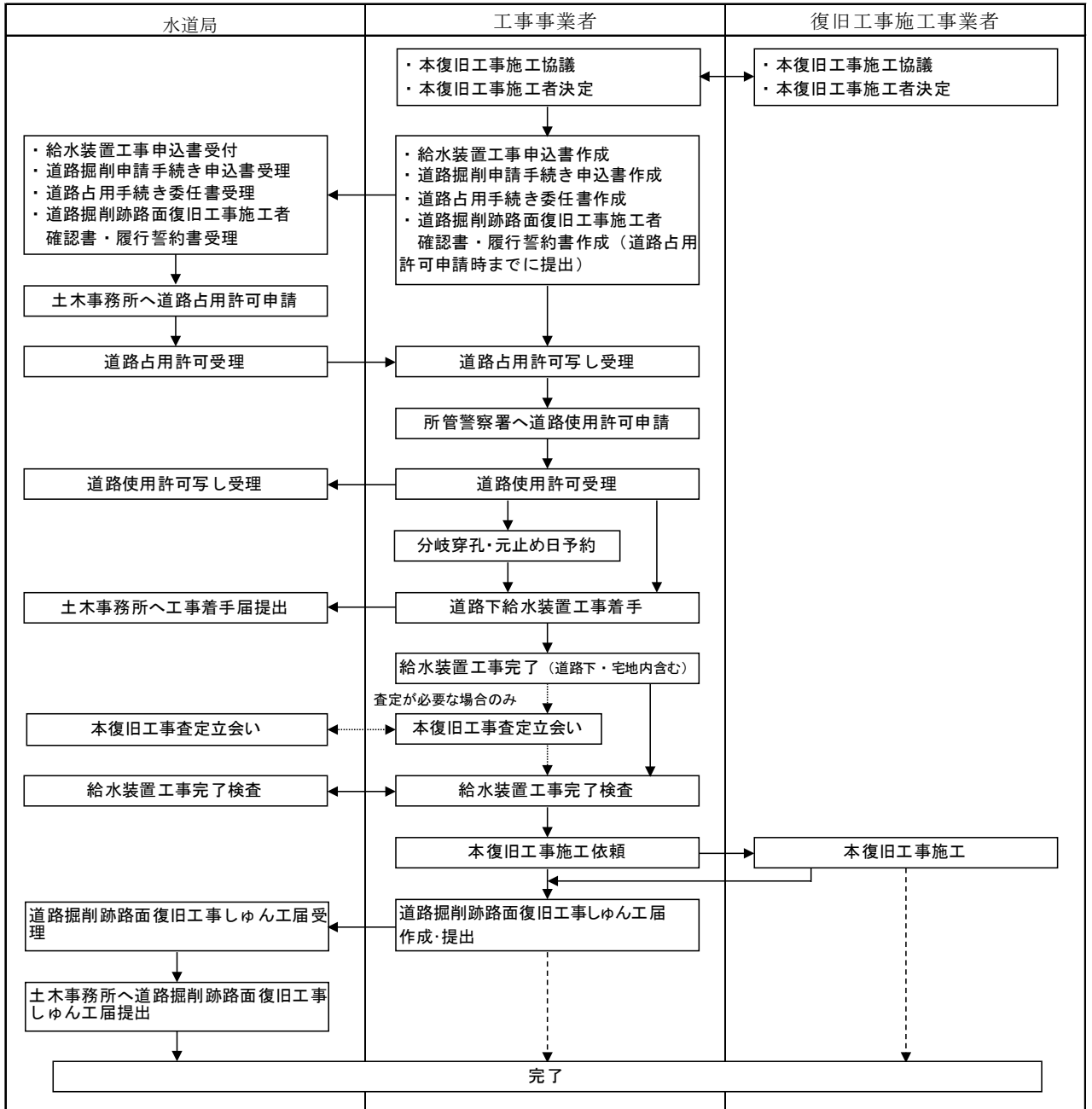
- ア 他企業工事と競合する場合は、原則、道路占用許可申請までに給水装置工事に伴う道路掘削跡を含めて路面復旧工事を施工する他企業と調整し、復旧工事施工事業者を決定する。
- イ 原則、道路占用許可申請までに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」及び「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書」に必要事項を記入し、給水工事受付センターへ提出する。
- ウ 道路占用許可申請後、路面復旧工事を施工する復旧工事施工事業者を変更する場合は、速やかに給水工事受付センター担当者へ連絡するとともに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書」を再提出すること。
- エ 他企業復旧の場合は、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に添付する施工状況写真は、本復旧が完了していることが確認できる写真を添付し、給水工事受付センターに提出する。

(3) 自己復旧及び他企業復旧の標準手続きフロー

① 自己復旧の場合の標準手続きフロー



② 他企業復旧の場合の標準手続きフロー

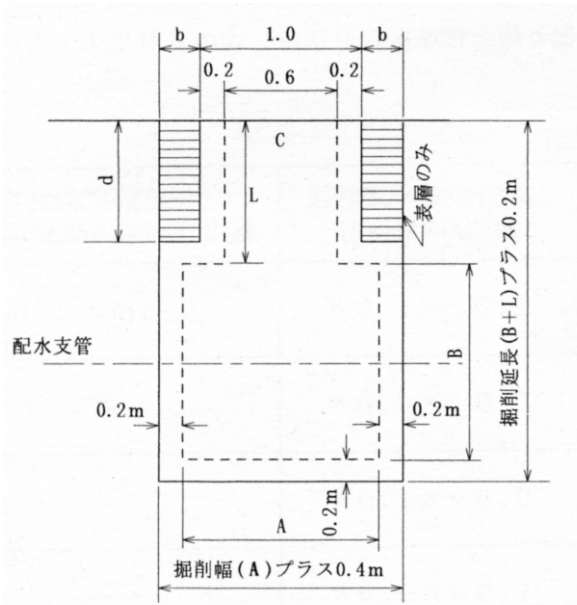


### 3 路面復旧面積

#### (1) 小規模占用工事 (A交通以下)

小規模占用工事で舗装種別A交通以下の掘削申請を行う場合の復旧面積の算出は、復旧内訳に従って路盤表層共と表層のみとをそれぞれ算出し、その合算面積とする。

- ・分岐工事に必要な標準復旧面積 (A交通以下の車道)



$$bm = \{(A+0.4) - 1.0\} \div 2$$

$$2bm = (A+0.4) - 1.0$$

$$dm = L - 0.2$$

#### ① 路盤表層共

$$\text{復旧面積 } X \text{ m}^2 = \{(A+0.4) \times (B+0.4)\} + (L-0.2) \times (C+0.4)$$

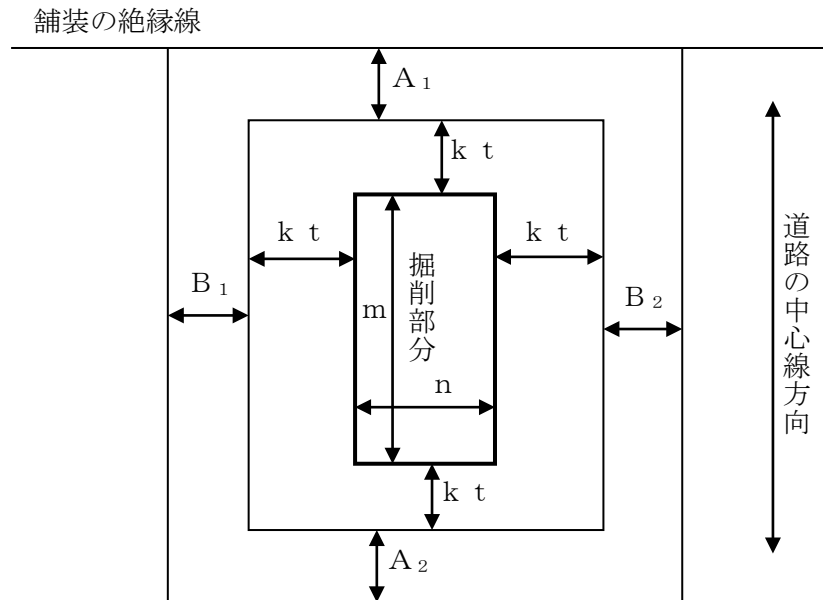
#### ② 表層のみ

$$\text{復旧面積 } X \text{ m}^2 = 2b \times d$$

$$\therefore \text{全復旧面積 } (\Sigma X) \text{ m}^2 = \text{①} + \text{②}$$

- (2) 小規模占用工事（B交通以上）、大規模占用工事及び口径75mm以上の占用工事  
 道路占用のために道路を掘削した場合の復旧面積は、「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書」による。

【参考】復旧範囲 復旧平面図



復旧面積は、掘削部分、 $kt$ 部分及び必要により $A_1$ 、 $A_2$ 、 $B_1$ 、 $B_2$ 部分を加えたものとし、標準的には、次式により算定すること。ただし、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせたとき（亀裂、落込等）には、その部分を復旧面積に加えること。

$$S = (m + 2kt + A_1 + A_2)(n + 2kt + B_1 + B_2)$$

$S$ …復旧面積

$m$ …掘削部分の長さ

$n$ …掘削部分の幅

$t$ …掘削部分の路盤の厚さ

$k$ …アスファルト系舗装の場合は、1.0

セメントコンクリート舗装の場合は、1.4

$A_1$ 、 $A_2$ … 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（目地、版端等を言う。以下同じ。）までの距離（1.2メートル [膨張目地に係るときは1.8メートル]）より大なるときは0とする。

$B_1$ 、 $B_2$ … 道路の中心線と直角の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離（1.2メートルより大なるときは0とする。）

※ 「路盤の厚さ」とは、現舗装の表層（アスファルト系は、基層）と路床との間であって、主として砂利、碎石、砂等の粒状材料を持って構成された層の厚さをいい、アスファルト系の安定処理層についても含まれる。

※  $A_1$ 、 $A_2$ 、 $B_1$ 、 $B_2$ 部分の復旧範囲は、表層及び基層とする。

(3) 2種類以上の舗装にわたる場合

管理者及び道路管理者の指示による。

(4) 路面復旧面積の査定

道路管理者から路面復旧面積の査定の指示があった場合、その指示に従うこと。

占用許可書受取りの際、給水工事受付センター担当者に路面復旧面積査定の必要の有無を確認し、査定が必要な場合は、水道事務所担当者と査定日の日程調整を行う。なお、査定の際は原則、当該給水装置工事に選任された主任技術者が、水道事務所担当者とともに立会うものとする。

当日は、道路管理者が立会いを行い、路面復旧の範囲を指示される場合もある。

(5) 路面復旧図等の記入方法

ア 給水装置工事申込・施行承認申請書(完了届)

(ア) 小規模占用工事

歩道・・・掘削幅員+0.2m

A交通以下・・・掘削幅員+0.4m

B交通以上・・・掘削幅員+路盤厚

(イ) 大規模占用工事及び口径75mm以上の占用工事

歩道・・・掘削幅員+0.2m

A交通以下・・・掘削幅員+路盤厚

B交通以上・・・掘削幅員+路盤厚

(ウ) 路盤先行の場合(給水装置工事)

路盤先行する場合は、表層のみが本復旧施工となるが、その復旧幅は、1.5mとする。ただし、道路管理者から別に指示があった場合には、その復旧幅とする。

イ 道路占用許可書及び掘削工事施行許可書

土木事務所へ申請する上記書類については、標準掘削寸法、掘削面積についてのみ記入し、復旧寸法、復旧面積の記入は不要とする。

路面復旧図等の記入例

		小規模工事 取出し工事	取出し工事 (取出し工事, 20m未満の布設工事)	大規模先行 路盤先行	大規模先行 工事 (20m以上の布設工事)
給 水 装 置 工 事 図 面	歩 道				
	A交 通 以 下				
	B交 通 以 上				
土木事務所申請書		掘削寸法のみを記入	掘削寸法のみを記入	掘削寸法のみを記入 ※ 表層のみ1.5mの中で記入	掘削寸法のみを記入

#### 4 公道占用工事の変更及び中止届

掘削占用許可手続き完了後又は給水装置工事の施工承認を受けた後、工事の施工予定日、工事の内容変更、工事を中止又は取消す場合は、直ちに給水工事受付センター及び当該水道事務所へ次のとおり届出等を行うこと。

##### (1) 工事の施工予定日を変更する場合

水道事務所担当者へ速やかに電話連絡して指示を受ける。

工事期間を延長する場合、掘削占用許可を受けた工事期間内に完了しなければ掘削占用申請を再度、提出する必要があるため注意すること。

##### (2) 工事の内容変更、工事を中止又は取消す場合

「指針、5・3設計変更」に基づく、「給水装置工事設計変更（工事中止・申込取消）届」を管理者へ提出すること。

#### 5 管理者及び道路管理者の検査

管理者又は道路管理者から路面復旧工事しゅん工検査の指示があった場合は、原則、当該給水装置工事に選任された主任技術者が立会い検査を受けなければならない。

#### 6 道路使用に係る許可

##### (1) 警察署への道路使用許可申請

ア 道路（私道を含む）を掘削等する場合は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づき、事前に所轄の警察署から「道路使用許可」を得なければならない。

イ 許可取得後、この許可書を給水工事受付センターに提示するとともに、工事中は常時携帯しなければならない。

##### (2) 消防署への届出

工事事業者は、道路掘削、給水装置工事等により、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのあるときは、「横浜市火災予防規則（昭和 49 年 3 月横浜市規則第 23 号）」に定める第 16 号様式により、消防署長に届け出なければならない。

##### (3) その他

###### ア 他企業占有者への施行照会

工事事業者は、道路掘削、給水装置工事等を施工する道路に他企業（東京ガス、NTT、東京電力等）の占有物がある場合は、工事施行照会を行わなければならない。また、当該占有物に影響を及ぼすおそれのある場合は、所轄の事業所等と協議しなければならない。

###### イ ごみ収集及びバスの運行

ゴミ収集、バス運行等に支障を来たすおそれのある場合は、所轄の事業所等と協議をすること。

なお、各届け出等の期限は、緊急の場合を除き道路の掘削、占用工事等を行う日の 5 日前までとする。



## 第2章 給水装置工事に伴う土工事等

### 1 土工事等

#### (1) 土工事等の原則

土工事は、次のとおり適切に施工しなければならない。

ア 工事は、関係法令を遵守して、各工種に適した方法に従って行い、設備の不備不完全な施工等による事故や障害を未然に防止すること。

イ 掘削の際には事前に調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とすること。

ウ 掘削方法の選定については、現場状況等を総合的に検討したうえで決定すること。

エ 掘削は、周辺的环境、交通、他の埋設物等をき損しないよう十分配慮し、適切に行うこと。

オ 道路内の埋戻しにあたっては良質な土砂を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締め固めるとともに、埋設した給水管及び他の埋設物に損傷を与えないよう十分注意すること。

カ 埋設、土被り及び掘削幅は管理者及び道路管理者の指示に従うこと。

キ 道路内の掘削に伴い、発生した建設発生土及び産業廃棄物の処理については、法律に基づき、工事事業者の責任において適正かつ速やかに行うこと。

#### (2) 関係法令遵守

給水装置工事において、道路掘削を伴うなどの工事内容によっては、その工事か所の施工手続きを当該道路管理者及び所轄警察署長等に行い、その道路使用許可等の条件を遵守して適正に施工、かつ、事故防止に努めなければならない。

工事場所の交通等を確保するために「道路工事現場における保安施設等の設置基準」(道路局)に準じて保安設備を設置し、必要に応じて保安要員を配置すること。また、その施工者の安全についても十分留意しなければならない。

#### (3) 掘削の留意点

掘削の際には事前の調査を行い、現場状況を把握するとともに、掘削断面の決定にあたっては、次の事項を考慮すること。

ア 掘削断面は、道路管理者等が指示する場合を除き、予定地における道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺的环境及び埋設後の給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全かつ確実な施工ができるような断面及び土留工を決定すること。

イ 掘削深さが1.5mを超える場合は土留工を施すこと。

ウ 掘削深さが1.5m以内であっても自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか、又は土留工を施すものとする。

エ S50形ダクタイル鋳鉄管及び口径75mm以上の工事を施工する場合は、水道事務所と協議のうえ試掘を行うこと。試掘は、人力掘削とし布設位置の選定及び連絡工事部分の既設管確認等を行うこと。

#### (4) 掘削方法の選定

機械掘削と人力掘削の選定にあたっては、次の事項に留意すること。

- ア 下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の輻輳状態、作業環境等及び周辺の建築物の状況
- イ 地形（道路の屈曲及び傾斜等）及び地質（岩、転石、軟弱地盤等）による作業性
- ウ 道路管理者及び所轄警察署長による工事許可条件
- エ 工事現場への機械輸送の可否
- オ 機械掘削と人力掘削の経済性の比較

#### (5) 周辺環境等への配慮

施工にあたっては、騒音、振動について付近住民と事前に十分な打合せを行い、協力と理解を得て、かつ、施工時間及び使用機械の選定等を考慮しなければならない。なお、施工中に事故等が起きた場合は、これらに伴う二次災害を防止するために、工事を中断して関係機関（水道事務所、埋設物管理者、警察署、土木事務所、消防署等）に連絡し、指示を受けなければならない。また、掘削工事については、次によらなければならない。

- ア 舗装道路の掘削は、隣接する既設舗装部分への影響がないようカッター等を使用し、周りは方形に、切り口は垂直になるように丁寧に切断した後、埋設物に注意し、所定の深さ等に掘削すること。なお、舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレド冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。
- イ 道路を掘削する場合は、1日の作業範囲とし、掘置きはしないこと。
- ウ 埋設物の近くを掘削する場合は、必要により埋設物の管理者の立会いを求め、指示に従うこと。
- エ 掘削は、所定の断面に従って行い、布設管上の土被りが所定の埋設深さとなるようにし、床付面は凹凸のないよう平坦にすること。
- オ 軟弱地盤又は湧水地帯にあつては、土留工を施し、湧水及び流水を排除しながら掘削するとともに、付近住民通行者等に迷惑、支障のないよう湧水等は一時沈殿させる等、適切な措置を講じ、排除に注意すること。

#### (6) 埋戻しの留意点

埋戻しは、次によらなければならない。

- ア 道路内における埋戻しは、道路管理者が指定した土砂を用いて、原則として30cmを超えない層ごとに十分締固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。
- イ 保護のため、埋戻しにあたっては、管の周辺部及び布設管上30cmまで良質土で行うこと。
- ウ 締固めは、原則として80kg以上のタンピングランマ及び振動ローラ等の転圧機で行うこと。ただし、施工上やむを得ない場合は、道路管理者等の承諾を受けて他の締固め方法を用いることができる。
- エ 発生土による埋戻しは、掘上げた土砂のうち産業廃棄物及びその他の雑物を取り除いた良質の土砂をもって行うこと。
- オ 道路以外の埋戻しは、当該土地の所有者の指示に従うこと。
- カ 湧水等がある場合は、ポンプ等により排水を完全に行った後、埋戻しを行うこと。

キ 舗装先行工事の場合の埋戻しは、道路管理者の指示により行うこと。

(7) 掘削幅

給水管の掘削幅は、公道において車道 0.6m以上、歩道 0.5m以上とすること。

## 2 道路復旧工事

(1) 道路復旧工事の原則

ア 仮復旧及び自己復旧（砂利道復旧を含む。）は、工事事業者の責任において、埋戻し後直ちに施工すること。

イ 公道の本復旧は、自己復旧を原則とする。

ウ 本復旧の施工は、工事事業者の責任において、適正に施工及び管理すること。

エ 本復旧工事記録写真は、「第3章 工事記録写真 2 本復旧工事記録写真撮影基準」に従い撮影し、工事完了後3年間保管すること。

(2) 仮復旧

ア 仮復旧の施工

仮復旧、砂利道復旧については、「指針5・5 各種許可関係、1 掘削及び占用申請、(8)舗装種別及びその記号」にある表により施工すること。ただし、道路管理者から別途指示がある場合は、それに従うこと。

イ 仮復旧及び砂利道復旧の転圧

(ア) 転圧は重さ 80 kg以上のタンピングランマ等により行うこと。

(イ) 路盤材料（砂、碎石）の敷均しは、等厚に過不足のないように行い十分に締固めすること。

(ウ) 仮復旧路盤の一層あたりの転圧は、厚さ 10cmごとに 10回以上行うこと。

(エ) 砂利道復旧の転圧は、厚さ 10cmごとに 10回以上行うこと。

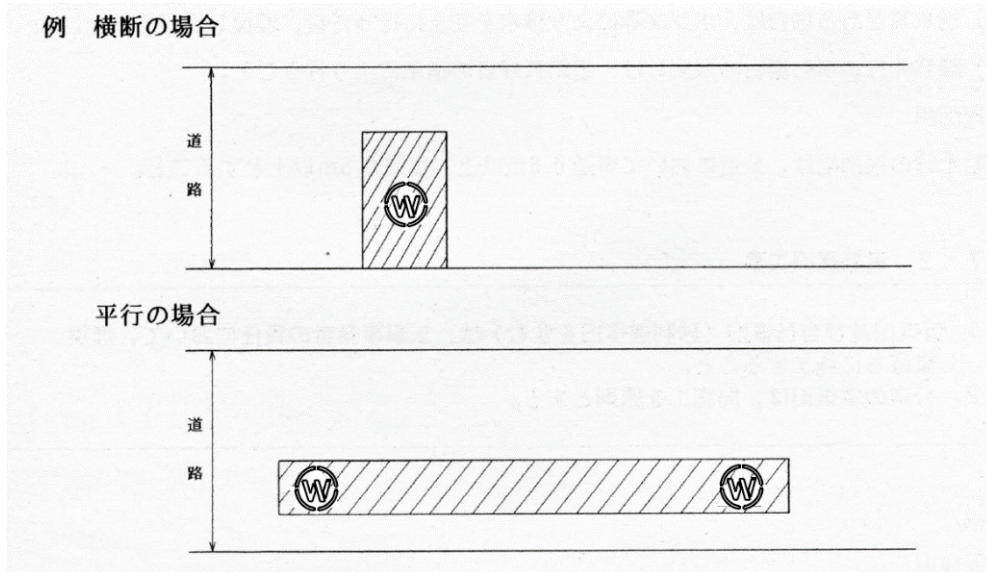
(オ) 表層は、常温合材又は加熱合材を使用し、在来路面に擦り付くよう敷均し、一層あたりの転圧は、厚さ 5 cm ごとに 10回以上行うこと。

ウ 仮復旧のマーキングは、仮復旧完了後、直ちに標示をするものとし、その方法は次による。

(ア) 標示は、ペイントを用い仮復旧後に標示すること。

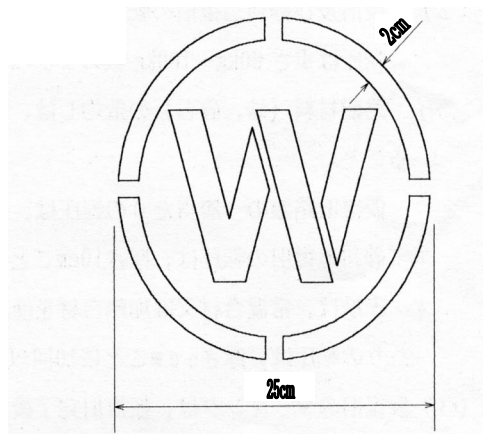
(イ) 標示間隔については、20m間隔とし、小規模工事については仮復旧か所ごとに1か所標示すること。

なお、競合工事については、仮復旧管理者が明確となるよう標示の保守を行うこと。



(ウ) 標示の形は、次の図によるものとする。

標示の形は、直径25cmの円とし、内枠の円については2cmとする。



(エ) 標示の識別については、白色とする。ただし、緊急工事については、赤色とすること。

(オ) 既設の区画線及び道路標示等を掘削した場合は、その仮復旧後にペイント等により、仮に復元すること。

(カ) 前各号の規定は、私道の復旧についても適用する。

### (3) 本復旧

ア 公道の本復旧は、自己復旧を原則とするが、他企業と競合する工事等の場合は、管理者と道路管理者の指示に従い適正に施工管理すること。

イ 私道の本復旧は、既存の舗装と同等以上のものとし、所有者の指示に従い工事事業者の責任において行うこと。

公道の仮復旧及び本復旧の取扱いは、「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書」(道路局)によること。

ウ 国道又はコンクリート舗装やインターロッキング等特殊な舗装の場合は、管理者及び道路管理者と協議のうえ決定する。

エ 本復旧の施工

#### (ア) 自己復旧の場合

工事事業者は、管理者と道路管理者の指示に従い自らの責任において施工し、工事完了後必要に応じて検査を受けること。

#### (イ) 他企業復旧の場合

他企業工事と競合したか所を復旧する場合においても、工事事業者の責任において路面復旧する他企業及び復旧工事施工事業者と綿密に調整を図り、適正な施工に努めなければならない。

#### (ウ) 本復旧工事記録写真

本復旧を自己復旧で施工する場合は、「第3章 工事記録写真 2 本復旧工事記録写真撮影基準」に従い、その工事内容が確認できる写真を撮影し、本復旧工事完了後速やかに「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に添付して管理者に提出しなければならない。

なお、他企業復旧の場合は本復旧工事記録写真を省略することができる。

## 第3章 工事記録写真

### 1 給水装置工事記録写真

道路掘削を伴う口径50mm以下の給水装置工事を施工する場合、給水装置工事完了届提出時に提出しなければならない「口径50mm以下給水装置工事道路内施工状況等工事記録写真」と工事事業者が施工状況等を記録する「工事記録写真」がある。

それぞれの記録写真の撮影基準は、「指針、5・2 完了届、(6)給水装置工事記録写真」及び「5・7 工事記録写真の標準」を参照すること。

なお、口径75mm以上の給水装置工事で工事完了後管理者に譲渡する場合の撮影要領は、水道工事施工管理基準の「工事写真撮影基準」に準拠して作成し提出すること。

## 2 本復旧工事記録写真撮影基準

### (1) 基本事項

路面復旧工事を施工する工事事業者又は復旧工事施工事業者は、工事写真を施工管理の手段として、本復旧工事の施工段階及び工事完成後明視できないか所の施工状況、出来形寸法等を次により撮影しなければならない。

ただし、国道又はコンクリート舗装やインターロッキング等特殊な舗装の場合で、管理者及び道路管理者から指示があったときは、その指示した項目及び頻度で撮影すること。

### (2) 本復旧工事記録写真用黒板

原則として、工事記録写真用黒板（450mm×600mm）等を使用し、

- ① 給水装置工事受付番号
  - ② 施工年月日（昼・夜別が必要な場合は記載する）
  - ③ 本復旧工事事業者名
  - ④ 工事内容、施工段階
- などを記入すること。

### (3) 本復旧工事記録写真の分類

工事写真は、次のように分類する。

- ① 着工前及び完成写真
- ② 施工状況写真
- ③ 出来形管理写真

#### ア 着工前及び完成写真

着工前と完成後の写真は、起終点がわかる全景又は代表部分写真（追写真）とし、同一位置、方向から対比できるように撮影すること。ただし、撮影区間の長いものについては、起終点及び中間点（数点）にポール等を立て、位置（測点）の表示をすること。

#### イ 施工状況写真

全景又は代表部分及び主要工種の状況を工事の施工順序に従って施工管理状況を示すよう撮影記録すること。

具体的には、工事の進捗状況、工法、使用機械写真等がある。

#### ウ 出来形管理写真

工種ごとに幅、長さ、厚さ等の寸法を撮影すること。

### (4) 撮影の要点

#### ア 形状寸法の確認方法

構造物等については、リボンテープ等を目的物に添え、寸法が正確に確認できる方法で撮影すること。

この場合、位置が確認できるように、帳張り又は背景を入れ、黒板等には目的物の形状寸法及び位置（測点）等を記入すること。

#### イ 撮影時期

施工過程における構造物等については、撮影時期を失しないようにすること。

工事施工後に、明視できなくなるか所については、特に留意すること。

#### ウ 撮影方法

撮影は一定の方向から行うこと。

特に、同一か所を施工の各段階で撮影する必要がある場合は、位置が確認できるように、また、寸法確認等の写真は、なるべく被写体の中心で、しかも直角の位置から撮影すること。

#### エ 部分撮影

あるか所の一部を詳細又は拡大して撮影する必要がある場合には、そのか所の全景を撮影したのち、必要な部分の位置が確認できるように撮影すること。

#### オ 番号及び寸法による表示

施工状況を撮影する場合は、番号及び寸法を表示し各段階の施工状況が判明できるようにすること。

#### カ 撮影時の照明

夜間工事及び基礎工事の撮影については、特に照明に注意し鮮明な映像が得られるようにすること。

なお、フラッシュ撮影をする場合は、反射光及び現場内の逆光を受けない角度で撮影すること。

#### キ 撮影写真の確認

撮影後は、目的にあった写真が撮れているか速やかに点検すること。

#### ク 個人情報の保護

工事写真の撮影においては、個人情報に該当するおそれがあるものは工夫し、写らないようにすること。

### (5) 記録写真の整理

#### ア 写真の色彩

写真はカラーとする。

#### イ 写真の大きさ

大きさはL判程度とする。必要に応じてパノラマサイズとすることができる。

#### ウ 写真帳の大きさ

原則として、4切版程度のフリーアルバム又は、A4版とする。

#### エ 写真帳の表紙

記載する事項は次のとおりとする。

記載例 表紙及び背表紙には、給水装置工事受付番号、施工期間、工事事業者名、写真帳番号を記載する。

#### オ 写真の整理方法

(ア) 着工前及び完成後の写真は、同一位置、方向から対比できるように整理する。

(イ) 施工状況、出来形管理写真は工程ごとに整理し、工事過程が容易に把握できるようにする。

(ウ) 写真の貼付にあたっては、その内容または工種ごとに見出しをつけること。

#### カ 写真の整理保管

撮影した写真は、管理者が提出を求めた際、速やかに提出できるよう整理し保管しておくこと。

キ 写真の説明

写真だけでは、状況説明が不十分と思われる場合には、アルバムの余白に断面図、構造図、出来形図等を添付すること。

ク 写真帳の提出部数

本復旧工事完成後速やかに、「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」に本復旧工事記録写真を1部添付し提出すること。

ケ 添付の順序

- ① 案内図
- ② 着工前及び完成写真
- ③ 施工状況写真
- ④ 出来形管理写真

施工状況写真、出来形管理写真は、位置・測点ごとに、工種、種別、細別に整理する。

## 第4章 その他

### 1 公道の仮復旧及び本復旧の取扱い

公道の仮復旧及び路面復旧（本復旧）の取扱いは、「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書」（道路局）によること。

### 2 この手引きに記載のない事項の取扱い

この手引きに記載のない事項については、関係法令、基準並びに指針による。



# 道路掘削申請手続き申込書

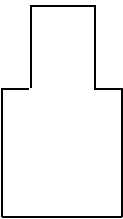
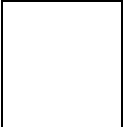
年 月 日

(届出先)  
横浜市水道事業管理者

給水装置工事申込者  
氏名

指定給水装置工事事業者  
氏名

電話 ( )

工 事 場 所	区 町 丁目 番 号先						
給水装置工事受付番号	年度 第 号						
工 事 名	mm 工事						
工 期	年 月 日から 年 月 日まで						
掘 削 工 事 内 訳	舗装種別	掘 削 ( 復 旧 ) 面 積			舗 装 切 断 工		
		延長(m)	幅員(m)	面積(m <sup>2</sup> )	厚さ(cm)	延長(m)	
		.....	.....	.....	.....	.....	
		.....	.....	.....	.....	.....	
		.....	.....	.....	.....	.....	
占用面積	長さ	m	幅	m	条	ボンライン(m)	.....
略 図		案内図 (別紙)					
							
							

## 道路占用手続き委任書

年 月 日

私は、次の給水装置工事（・新設・改造・撤去）の施行に伴う道路占用の諸手続きに関することを横浜市水道事業管理者に委任いたします。

なお、横浜市道路占用規則第2条（道路法第32条）に定める届出事項については、貴局に届けます。

また、この委任事項の行使に伴う一切の費用は、横浜市水道事業管理者の指定のとおり支払います。

給水装置工事受付番号： 年度 区第 号  
工事場所：横浜市 区 町 丁目 番 号

横浜市水道事業管理者  
水道局長 ○ ○ ○ ○

道路占用手續委任者（給水装置工事申込者）  
住所 .....  
氏名 .....

本委任を受託します。

年 月 日  
横浜市水道事業管理者  
水道局長 ○ ○ ○ ○

# 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事施工者確認書

年 月 日

横浜市水道事業管理者

届出者（指定給水装置工事事業者）

住所

事業者名

代表者

主任技術者

電話 ( )

年度 区第 号で申込みしました給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事は、次のとおり施行しますので届け出ます。

なお、道路掘削跡路面復旧工事の施行にあたっては、関係法令、道路管理者の定める基準及び許可条件を遵守して施行します。

## 1 給水装置工事

工事場所

申込者

## 2 道路掘削跡復旧工事施工事業者

住所：

事業者名：

代表者：

現場責任者：

電話： ( )

競合工事の有無： 有 ・ 無

復旧工事施工企業： ・水道・ガス・NTT・電気・その他 ( )

他企業工事名

※ 水道工事で道路掘削跡路面復旧工事を施工する場合は、建設業法第3条第2項に定める「ほ装工事業」の許可事業者又は公道の舗装工事実績がある事業者等、適切に道路掘削跡路面復旧工事を施工できる事業者で行ってください。

※ 他企業工事で施工する場合は、必ず「他企業工事名」を記入してください。

## 3 施工完了予定日

年 月 日

## 4 仮復旧期間の緊急時対応責任者

事業者名：

代表者：

緊急時対応責任者：

電話： ( )

緊急連絡先： ( )

# 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事履行誓約書

年 月 日

横浜市水道事業管理者

給水装置工事申込者

住所

氏名

電話番号 ( )

指定給水装置工事事業者

指定番号

住所

事業者名

代表者

主任技術者

電話 ( )

横浜市 区 町 丁目 番 号 ( 年 区第 号) で申込みました給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事の履行に関し、次のとおり誓約いたします。

## 誓約事項

- 1 道路掘削跡路面復旧工事に係る費用は全額給水装置工事申込者の費用負担で施工すること。
- 2 道路掘削跡路面復旧工事は、他事業者又は他企業工事で施工する場合においても、完了するまで当該指定給水装置工事事業者が責任をもって適正な履行を確保すること。
- 3 仮復旧時や道路掘削跡路面復旧工事施工中に第三者へ損害又は問題等が生じた場合は、申込者及び当該指定給水装置工事事業者の責任において解決すること。
- 4 道路掘削跡路面復旧工事の施工予定日を変更する場合は、水道局と協議し指示を受けること。
- 5 道路掘削跡路面復旧工事後に、道路管理者又は水道局から手直し等の指示があった場合はその指示に従うこと。
- 6 水道工事において道路掘削跡路面復旧工事を施工する場合は、しゅん工後速やかに水道局へ工事施工状況が確認できる写真を添えて「給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届」を提出すること。
- 7 道路掘削跡路面復旧工事完了後1か年間（B交通以上の舗装の場合は2か年間）に生じた工事目的物の瑕疵の補修、瑕疵によって生じた一切の損害等に対して賠償責任を負うこと。

# 給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事しゅん工届

年 月 日

横浜市水道事業管理者

届出者（指定給水装置工事事業者）

住所

事業者名

代表者

主任技術者

電話 ( )

年 区第 号給水装置工事に伴う道路掘削跡路面復旧工事が次のとおりしゅん工しましたので、工事記録写真を添えて届けます。

給水装置工事 申 込 者			
許 可 年 月 日 許 可 番 号	年 月 日	横浜市 土 指令第	号
申 請 年 月 日 申 請 番 号	年 月 日	水 第	号
工 事 の 目 的	給水管新設 給水装置工事申込者による工事		
工 事 の 場 所	路 線 名	車道	
	場 所	横浜市 区 町 丁目	番地先 地先
工 事 施 工 者			
工 事 監 督 者			
着 手 年 月 日			
しゅん 工 年 月 日			
施 工 内 容	舗装種別		
	表層厚		
	路盤厚		
備 考			

※ 道路掘削跡路面復旧工事を他企業工事で施工する場合は、本復旧工事記録写真を省略することができます。

## 【参考】

### 1 横浜市道路占用規則（抜粋）

（占用の許可）

第2条 法第32条第1項又は第3項（法第91条第2項において準用する場合を含む。第5条において同じ。）の規定による新たな占用の許可を受けようとする者又は既に受けた占用許可に係る申請事項の変更をしようとする者は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号。以下「省令」という。）第4条の3に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるものは、この限りでない。

- (1) 占用の位置及び付近の見取図
- (2) 工作物の構造図並びに工作物に係る工事の設計書、仕様書及び図面
- (3) 占用に関する工事の実施の方法に関する仕様書、図面及び工程表
- (4) 道路の復旧の方法に関する仕様書、図面及び工程表
- (5) 既設の占用物件に添加する場合は、当該占用物件の管理者の承諾を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類及び図面

### 2 道路法第32条（抜粋）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- 二 道路の占用の期間
- 三 道路の占用の場所
- 四 工作物、物件又は施設の構造
- 五 工事实施の方法
- 六 工事の時期
- 七 道路の復旧方法